

大分県報

平成三十年
号外（二七）
三月三十日

（金曜日）

目次

規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………一

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正……………二

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則……………五

告示

大分県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の制定……………八

大分県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一部改正……………八

○規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第四十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の二中

外国語の種類	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 事前連絡必要
--------	--

外国対応	<input type="checkbox"/> 否
外国対応	<input type="checkbox"/> 対応レベル <input type="checkbox"/> 日常会話レベル <input type="checkbox"/> 母国語レベル

外国対応	<input type="checkbox"/> 否
外国対応	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 事前連絡必要
外国語の種類	<input type="checkbox"/> 対応レベル <input type="checkbox"/> 日常会話レベル <input type="checkbox"/> 母国語レベル
薬剤師不在時間の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

薬剤服用歴管理の実施	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否
薬剤服用歴管理の実施	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第三号様式の二中

認定薬剤師	種類	人数
認定薬剤師	種類	人数

健康サポーター研修了薬剤師	種類	人数
健康サポーター研修了薬剤師	種類	人数

薬剤情報を記載するための手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否
-------------------------------	--

平成三十年三月三十日

大分県報号外（規則）

電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
薬剤情報を記載するための手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否
薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否

医療機関と連携した在宅医療	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
---------------	--

医療機関と連携した在宅医療	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
地域医療情報連携ネットワークへの参加	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
退院時の情報を共有する体制	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

医療安全対策（安全管理責任者）	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
-----------------	--

副作用等に係る報告の実施件数	件
医療安全対策に係る事業への参加	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

前年の延べ患者（処方せんを応需した者）数	人
----------------------	---

前年の延べ患者（処方せんを応需した者）数	人
居宅等において行う調剤業務の実施件数	件
健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域包括ケアシステムの構築のための会議（地域ケア会議等）に参加した回数	回
患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	回

附 則

（施行期日）

1 この規則中第一条の規定は平成三十年四月一日から、第二条の規定は平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている薬局機能情報報告書は、同条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された薬局機能情報報告書とみなす。

3 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている薬局機能情報報告書は、同条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された薬局機能情報報告書とみなす。

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十四号

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和五十五年大分県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

6 知事は、第二項又は第四項の減額又は免除の理由を証する書類については、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七号様式及び第八号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている掛金等^{減額}申請書^{免除}その他の書類は、この規則による改正後の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十五号

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則(昭和四十年大分県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「含む。」の下に「次号において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十五の二 法第四十九条第一項の規定による認可の申請 突発事故復旧土地改良事業施行認可申請書(第十五号様式之二)

第二条第三十八号中「第一百十三条の二第一項」を「第一百十三条の三第一項」に、「第三十八号様式」を「第四十号様式」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第三十七号の次に次の二号を加える。

三十八 法第一百十三条の二第四項の規定による通知 代表者選任通知書(第三十八号様式)

三十九 法第一百十三条の二第六項の規定による通知 代表者解任通知書(第三十九号様式)

第六条中「第九十条の三」を「第九十条の四」に、「第一百十三条の三第一項」を「第一百十三条の四第一項」に改める。

第一号様式の注中「及び国(県)営土地改良事業の施行申請(土地改良法第85条の3第6項の申請を除く。)」を「及び「印印すること。」「印印」(国(県)営土地改良事業の施行申請(同法第85条の3第6項の申請を除く。))の場合にあつては、同法第3条に規定する資格を有する申請者全員の住所及び氏名を連記し、かつ、印印すること。」を加える。
第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第 15号様式の 2（第 2 条関係）

突発事故復旧土地改良事業施行認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者の職及び氏名



年 月 日に発生し被害を受けた の突発事故復旧土地改良事業を

施行したいので、土地改良法 第 49 条 第 1 項 の規定に
第 84 条において準用する同法第 49 条第 1 項

より認可を申請します。

添付書類

- 1 突発事故復旧土地改良事業を施行する理由を記載した書面
- 2 応急工事計画書
- 3 突発事故復旧土地改良事業の施行を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

第三十号様式（その一）中「15人以上の者」を「申請者全員」に、「連署」を「連記」に改める。

第三十八号様式中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同様式を第四十号様式とし、第三十七号様式（その三）の次に次の二様式を加える。

第 3 号様式 (第 2 条関係)

代表者選任通知書

年 月 日

大分県知事 殿

代表者
住所
氏名 ㊟
被代表者
住所
氏名 ㊟
被代表者
住所
氏名 ㊟

下記の土地に係る県営 土地改良事業に関する事項 (県営土地改良事業に係る同意、換地計画及び交換分合計画に係る関係権利者で組織する会議の議決権の行使、当該会議の議決の取消請求並びに交換分合計画に係る関係権利者の同意) について、土地改良法第 113 条の 2 第 4 項の規定により下記の代表者を 年 月 日に選任したので通知します。

記

1 土地

権利区分	市 (郡)	町 (村)	大字	字	地番	備考

2 代表者

住所	氏名

注 代表者選任通知について被代表者が代表者に委任する場合は、被代表者全員から代表者あての委任状を添付し、「代表者」を「代表者兼被代表者の代理人」と表記し、被代表者の押印は不要とする。

平成三十年三月三十日

第 3 号様式 (第 2 条関係)

代表者解任通知書

年 月 日

大分県知事 殿

(旧) 代表者
住所
氏名 ㊟
(旧) 被代表者
住所
氏名 ㊟
(旧) 被代表者
住所
氏名 ㊟

下記の土地に係る県営 土地改良事業に関する事項 (県営土地改良事業に係る同意、換地計画及び交換分合計画に係る関係権利者で組織する会議の議決権の行使、当該会議の議決の取消請求並びに交換分合計画に係る関係権利者の同意) について、土地改良法第 113 条の 2 第 6 項の規定により下記の代表者を 年 月 日に解任したので通知します。

記

1 土地

権利区分	市 (郡)	町 (村)	大字	字	地番	備考

2 代表者

住所	氏名

注 代表者解任通知について、(旧) 代表者又は (旧) 被代表者に委任する場合は、委任者全員から受任者あての委任状を添付することで、委任者である (旧) 代表者又は (旧) 被代表者の押印は不要とする。

大分県報号外 (規則)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百三十八号

大分県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程

（閲覧所の設置）

第一条 不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十九条第二項及び同規則第六十九条第三項の規定により、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所を土木建築部建築住宅課内に設置する。

（閲覧時間）

第二条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十三条及び同法第四十九条に規定する書類（以下「名簿等」という。）の閲覧時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

（閲覧所の休日）

第三条 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

（閲覧手続）

第四条 名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、職業、氏名その他必要な事項を記入し、建築住宅課長の承認を受けなければならない。

（持出し禁止）

第五条 閲覧者は、名簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止等）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、名簿等の閲覧を停止し、又はその閲覧を禁止することができる。

- 一 この規程又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百三十九号

大分県宅地建物取引業者名簿閲覧規程（昭和四十二年大分県告示第七十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条中「建築課内」を「建築住宅課内」に改める。

第四条中「年齢」及び「署名押印のうえ」を削り、「建築課長」を「建築住宅課長」に改める。

第六条中「一に該当する者に対し、名簿等の閲覧を」を「いずれかに該当する者に対し、名簿等の閲覧を停止し、又はその閲覧を」に改め、同条第一号中「及び」を「又は」に改め、同条第二号中「、又は破損した者」を「若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者」に改め、同条第三号中「及ぼした者」を「及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。